

本荘労働基準監督署発表
令和4年5月18日

【照会先】
本荘労働基準監督署
署長 西村 浩二
監督・安衛課長 佐藤 遼平
(電話)0184-22-4124

報道関係者 各位

木造家屋建築工事業等における労働災害防止等講習会を実施します (石綿障害予防規則の取り扱いが一部改正されました)

本荘労働基準監督署(署長 西村浩二)は、木造家屋建築工事業等における労働災害防止等を目的とした講習会を下記により実施します。

◆講習会の目的

本荘労働基準監督署において、令和4年度の木造家屋建築工事業等における労働災害防止等講習会を開催することといたしました。

令和3年における管内の建設業に係る労働災害の被災者数は19人(うち木造家屋建築工事業では5人)であり、同年における管内全体の労働災害の2割弱を占めております。労働災害の傾向として、高所からの墜落・転落災害等が目立つことから、当講習会においては、墜落災害防止を含めた労働災害防止対策の説明を行います。

また、石綿障害予防規則等の改正に伴い、一定規模以上の解体工事等については石綿の使用の有無の調査(事前調査)結果を所轄労働基準監督署あて報告することが令和4年4月1日より義務化されており、報告方法、報告時の注意事項、よくある質問等について説明いたします。

◆講習会の概要

- ・日時：令和4年5月26日(木)午後1時30分～午後3時30分
- ・場所：本荘由利産学共同研究センター 研修室(由利本荘市市川口字大覚182番地)
- ・対象：管内の木造家屋建築工事業等事業者
- ・内容：建設現場における労働災害防止対策
石綿障害予防規則の改正
- ・主催：本荘労働基準監督署

◆お問合せ先

本荘労働基準監督署 監督・安衛課(担当：千葉)
〒015-0874 由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2階
TEL：0184-22-4124 FAX：0184-22-7812

報道機関の皆様には、労働災害防止に向けた取り組みについて、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いいたします。